

令和2年3月12日

保護者の皆様 へ

宮崎市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための校庭開放の実施について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、これまでの臨時休業措置等へのご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、3月6日（金）にお知らせしましたとおり、本市における感染者確認に伴い、臨時休業を春休み前日までの3月26日（木）まで延長することといたしました。

こうした状況の中、児童生徒のストレスや運動不足等、心身の健康への影響が懸念されることから、その対策として下記のとおり、小中学校の校庭の開放を実施することといたしました。

つきましては、その主旨をご理解の上、引き続き新型コロナウイルス感染症予防にご協力をいただくとともに、お子様の心身の健康への対策につきまして、ご協力のほどよろしく願います。

記

1 校庭開放の日時について

- (1) 3月19日（木） 9時～12時
- (2) 3月23日（月） 9時～12時
- (3) 4月 2日（木） 9時～12時

※開放時間については、9時～12時までの最大3時間ではありますが、利用人数によっては、学年ごとに時間を区切って実施する等、各学校の実情に応じた対応がなされません。

※受付が必要となります。受付時間については、各学校の連絡でご確認ください。

※雨天時の対応については、各学校からの連絡に従ってください。

2 留意事項

- (1) 希望される場合は、当日の朝、検温等により健康であることを確認ください。
- (2) 登下校時の安全についてご指導ください。
- (3) 活動は、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）及び固定設置の遊具を使った運動とします。（身体接触を伴う活動は、控えるよう指導します）
- (4) 中学校については、部活動に準じた活動を行うことはできません。
- (5) 運動途中や運動後のこまめな手洗いやうがいについて、ご指導ください。

3 その他

- (1) 2の留意事項に加え、各学校から連絡された留意事項等についても遵守するようお願いいたします。
- (2) 児童生徒（在校生）が当該学校において、校庭開放を利用した場合の怪我等については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。なお、給付については、日本スポーツ振興センターの審査により決定します。
※小中学校ともに、卒業生の利用については、災害共済給付の関係上、3月の開放日のみの利用とさせていただくことをご了承ください。